

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント

重要事項説明書

1. 事業の目的と運営の方針

要支援状態及び事業対象者に対し、適正な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することにより、状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 介護予防支援事業所の指定番号及び提供地域

1.法人名	社会福祉法人 おおさわの福祉会 理事長 <small>いわいひろゆき</small> 岩井 広行		
2.電話・FAX番号	電話：076-467-1000	FAX：076-468-0001	
3.ホームページ・アドレス	http://www.osawano.com		
4.設立年月日	平成10年7月17日		
5.事業所の名称	大沢野・細入地域包括支援センター(介護予防支援事業所)		
6.管理者の氏名	管理者 津幡 香里		
7.所在地	〒939-2226 富山県富山市下夕林 237 番地		
8.電話・FAX番号	電話：076-467-3590	FAX：076-467-3589	
9.介護保険指定番号	指定介護予防支援 富山市 第 1600100109 号		
10.指定年月日	平成 18 年 4 月 1 日		
11.サービス提供地域	富山市大沢野・下夕・小羽・細入地域		

(2) 事業所の従業員体制

職 種 名	業 務 内 容	職 員 の 数		
		常勤	非常勤	合計
管 理 者	事業所の管理・運営全般	1名(兼務)	—	1名(兼務)
保 健 師 等	心身の状況の把握と早期発見 医療との連携	1名	—	1名
主任介護支援専門員	介護予防支援に関する業務	2名	—	2名
社 会 福 祉 士	介護予防支援及び総合相談に 関する業務	1名	—	1名
事 務 職 員	包括事業の補助・書類作成等		1名	1名

(3) 窓口開設時間

営業時間	月～金曜日 (特記事項)	営業時間：8:30～17:30
		休日：土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月30日～1月3日)
		原則として24時間対応をおこなっています。時間外、休日等は、電話にてご連絡ください。

3. サービスの内容

- ① 介護予防サービス・支援計画の作成
- ② サービス事業者との連絡・調整
- ③ サービス実施状況の評価
- ④ 利用者状態の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要支援認定及び事業対象者申請に対する協力・援助
- ⑦ 相談業務

- ※ 利用者は複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう求めることができます。
- ※ 利用者は介護予防サービス・支援計画に位置付けた指定介護予防サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
- ※ 入院時には医療機関と退院支援の為に連携をとらせていただく為、担当ケアマネジャーの事業所、氏名等を入院先医療機関にお伝え下さい。
- ※ 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療系サービスの利用を希望された場合、利用者の同意を得て主治医の意見を求め、主治医に居宅サービス計画書を交付いたします。

4. 利用料金

(1) 基本料金

要支援1・2の認定を受けた方及び事業対象者の方は、介護保険及び事業実施市町村から全額給付されるため、自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、利用者負担が発生する場合があります。

(2) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に対する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 管理者

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。サービス提供中に、当該事業所、従業者または擁護者（現に擁護している家族、親族、同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

6. 感染症の予防及び蔓延防止について

事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように、次に掲げる措置を講じます。

(1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を概ね年2回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。

(2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

11. 身分証の携行

従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者のご家族から提示を求められた場合は、いつでも身分証を提示します。

12. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情等については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室	【センターの窓口】 大沢野・細入地域包括支援センター 管理者：津幡 香里	所在地：富山市下夕林 237 電話番号：076-467-3590 FAX 番号：076-468-3589
	【苦情解決責任者】 社会福祉法人 おおさわの福祉会 理事：古柴 政美	電話番号：076-467-1000 FAX 番号：076-468-0001 受付時間：8:30～17:30

※公正中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

苦情解決委員会 第三者委員	西野 満男	住所：富山市高内 140 番地	電話番号：076-467-2925
	石黒 和子	住所：富山市上大久保 880 番地	電話番号：076-467-1449

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

苦情等の窓口	【市の窓口】 富山市福祉保険部介護保険課	所在地：富山市新桜町 7-38 電話番号：076-443-2041 FAX 番号：076-443-2076 受付時間：8:30～17:15（月～金）
	富山市福祉保健部長寿福祉課	所在地：富山市新桜町 7-38 電話番号：076-443-2061 FAX 番号：076-443-2180 受付時間：8:30～17:15（月～金）
	富山市大沢野行政サービスセンター 地域福祉課	所在地：富山市高内 333 電話番号：076-467-5811 受付時間：月～金 8:30～17:15
	【公的団体の窓口】 富山県国民健康保険団体連合会	所在地：富山市下野字豆田 999-3 縣市町村会館内 電話番号：076-431-9827 受付時間：月～金 9:00～17:00
	富山県福祉サービス運営適正化 委員会	所在地：富山市安住町 5-21 (富山県総合福祉会館内) 電話番号：076-432-3280 受付時間：月～金 9:00～16:00

13. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任によりご利用者様に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、事業所の損害賠償

責任を減じさせていただきます。

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基
づいて重要な事項を説明しました。

事業 者	所在地：富山市下夕林141番地 法人名：社会福祉法人 おおさわの福祉会 理事 古 柴 政 美
	事業所：大沢野・細入地域包括支援センター (指定番号 1600100109) 管理者 津 幡 香 里
	説明者：

この重要事項説明書の説明を受けた年月日	令和 年 月 日
---------------------	----------

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて重
要事項説明を受け同意しました。

利 用 者	住 所	
	氏 名	
代 理 人 (選定した場合)	住 所	
	氏 名	
	続 柄	

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント

利用契約書

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを利用するに当たり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 社会福祉法人おおさわの福祉会 大沢野・細入地域包括支援センター(以下、「事業者」という。)は、要支援認定及び介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者とされた利用者(以下、「利用者」という。)に対し、介護保険法令及び関係法令の趣旨に従って、指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供します。

(契約期間)

第2条 本契約の契約期間は契約締結の日から要支援認定及び事業対象者としての有効期間の満了日までとします。

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要支援認定及び事業対象者更新を受け、有効期間の満了日が更新された場合は、更新後の要支援認定及び事業対象者の満了日をもって契約期間の満了日とします。

2 契約期間満了の3日前までに、利用者又は利用者代理人から書面による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要支援認定及び事業対象者有効期間の満了日とします。

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要支援状態区分及び事業対象者の変更の認定を受け、要支援認定及び事業対象者有効期間の満了日が更新された場合、更新後の要支援認定及び事業対象者有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

(介護予防サービス・支援計画作成の支援)

第3条 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員等に担当させ、介護予防サービス・支援計画の作成を支援します。

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- (2) 当該地域におけるサービス事業者及び等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に提供し、利用者サービスの選択を求めます。
- (3) 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ介護予防サービス計画の原案を作成します。
- (4) 介護予防サービス・支援計画の原案に位置づけたサービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- (5) その他、介護予防サービス・支援計画作成に関する必要な支援を行います

(介護予防サービス・支援の内容)

第4条 事業者が行う介護予防支援の内容は、以下のとおりです。

- ① 介護予防サービス・支援計画の作成
- ② サービス事業者との連絡・調整
- ③ サービス実施状況の評価
- ④ 利用者状態の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護・要支援認定及び事業対象者認定申請に対する協力・援助
- ⑦ 相談業務

(経過観察・再評価)

第5条 事業者は、介護予防サービス・支援計画作成後、次の号に定める事項を介護支援専門員等に担当させます。

- (1) 利用者及びその家族と随時、連絡を取り、経過の把握に努めます。
- (2) 介護予防サービス・支援計画の目標に沿ってサービスが提供されるようサービス事業者等との

連絡調整を行います。

- (3) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて介護予防サービス・支援計画の支援、介護認定区分変更申請の支援等必要な対応をします。

(介護予防サービス・支援計画の変更)

第6条 利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を書面にて希望した場合、又は事業者が介護予防サービス・支援計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって介護予防サービス・支援計画を変更します。

(介護予防サービス・支援計画作成の支援等の委託)

第7条 利用者及び事業者の双方が合意し、地域包括支援センター運営協議会の承認を得られた時は、第4条から第6条の事務の一部を居宅介護支援事業所に委託することができます

(給付管理)

第8条 事業者は、介護予防サービス・支援計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、富山県国民健康保険団体連合会に提出します。

(要支援認定及び事業対象者の申請に係わる援助)

第9条 事業者は、利用者が要支援認定及び事業対象者の更新申請及び状態の変化に伴う変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

(サービス提供の記録)

第10条 事業者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。

- 2 利用者は、前項の期間内、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4 第12条1項から2項の規定により、利用者又は事業者が解約を通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の介護予防サービス・支援計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

(料 金)

第11条 事業者が提供する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに対する料金規定は【重要事項説明書】のとおりです。

(契約の終了)

第12条 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。

- 2 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。ただし、終了事由が発生し、契約が終了したにもかかわらず、事業者が行ったサービスの対価は、これを負担します。
 - (1) 利用者が介護予防小規模多機能型居宅介護事業者と利用計画を結んだ場合
 - (2) 介護予防認知症対応型共同生活(短期利用を除く)又は介護予防特定施設入居者生活介護に入居した場合
 - (3) 利用者が要支援認定及び事業対象者に該当しなくなった場合
 - (4) 利用者が、事業者が担当する区域(生活圏域)に住居を有する被保険者でなくなった場合
- 3 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して1か月の予告期間を置いて理由を示した通知することによりこの契約を解約することができます。

(秘密保持・個人情報の保護)

第13条 事業者及び従業員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の個人情報(個人情報保護法における定義に従います。)を正当な理由なく第三者に漏らしません。

なお、この守秘義務は、契約終了後も同様とします。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業者は、以下の場合に限り利用者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。

- 一 介護サービスの提供を受けるに当って、介護支援専門員とサービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
 - 二 上記(一)の外、介護支援専門員又はサービス事業所との連絡調整のために必要な場合
 - 三 現に介護サービスの提供を受けている場合で、利用者が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明をする場合
 - 四 サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等
 - 五 事業所内の広報物又は家族会での説明等の場合
- 3 利用者は、本契約の締結により前項の内容の個人情報の使用を了承するものとします。

(賠償責任)

第14条 事業者は、サービス提供に当って故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

ただし、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

- 2 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - (2) 利用者が、サービスの実施のために必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
 - (4) 利用者が、事業者及び従業員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して即害が発生した場合

(身分証携行義務)

第15条 介護支援専門員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者やその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(苦情処理)

第16条 事業者は、利用者又はその家族からの介護予防支援に関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応し、サービスの向上及び改善に努めます。

- 2 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。
- 3 利用者は、介護保険法及び関係法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

(善管注意義務)

第17条 事業者は、利用者より委託された業務を行うに当っては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(代理人)

第18条 利用者は、代理人を選任することができます。ただし、代理人がその代理権を行使する場合は、事業者に対し、その権限を証する書面を提示してこれを行うこととします。

(裁判管轄)

第19条 この契約に関する紛争の訴えは、利用者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(契約外事項)

第20条 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

(協議事項)

第21条 この契約に関して問題が生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名の上、1通ずつ所持するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者 住 所 富山市下夕林 141 番地
法人名 社会福祉法人 おおさわの福祉会
理事 古 柴 政 美

事業者名 大沢野・細入地域包括支援センター
介護保険指定事業者番号：富山県第 1600100109 号
管理者 津 幡 香 里

利用者 住 所
氏 名

家族代表

(代理人) 住 所
氏 名

(利用者との関係：)